**別表第２（第２条第２項関係）活動費補助金の補助対象**

|  |  |
| --- | --- |
| １　報酬 | ・補助事業に直接従事する有償ボランティア等への報酬など  （役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないものは不可）  ※ただし、１人あたりの時間単価は大阪府最低賃金が上限 |
| ２　報償費 | ・講師謝礼等  （謝礼金の基準は、大阪市のものを準用） |
| ３　啓発物品等 | ・啓発物品、参加賞品等（1人500円まで。ただし、単に支給を目的とするようなものでなく、配布をすることにより活動実施に係る効果が向上するなどの、必要性が認められるもの） |
| ４　食糧費 | ・事業に直接関係ある会議用、接待用の茶菓、食事代  ※ただし、茶菓代は１５０円／人、食事代は７００円／人を超える部分及びアルコール類は補助対象から除く |
| ５　備品購入費 | ・複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入した方が効率的であると認められるものの購入経費等（2万円以上） |
| ６　委託料 | ・事業実施に伴う委託料（例：会場設営を委託したときの経費。ただし、事業全体を委託する場合を除く） |
| ７　その他経費 | ・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等  ・コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍（雑誌、定期刊行物等を含む）等購入経費。  ・講習会、訓練等、主催事業のために使用する物品  ・事業実施に必要な食材費  ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの）  ・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもので２万円未満のもの  ・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など）  ・複数年に渡り使用することが見込まれるが２万円未満のもの  ・自動車等を使用した活動（青色防犯パトロール等）にかかる燃料費  ・資料、文書、パンフレット、チラシ、ポスター、冊子等の印刷経費等  ・事業実施に必要な電気、ガス、水道代等及びそれに類する分担金。  ・備品等の修繕費用等  ・郵便料、電話代等経費（通信運搬費）  ・各種手数料、クリーニング代、収入印紙代等（手数料）  ・事業ごとに加入するボランティア保険にかかる経費（保険料）  ・事業実施に伴う会場・物品借上げ経費等  ・他団体と協働で実施する事業の負担分  ※ただし、一地活協だけで実施するよりも効率的であるとして共同実施の形をとる活動に対するもの  ・事業実施に必要な講習会等への参加費  ただし、諸団体の会員として支払う会費は除く  ・自動車重量税、各種登録税等事業実施に必要な租税  ・その他市長が認めるもの |

**別表第４（第２条第４項関係）運営費補助金の補助対象**

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容等 |
| １　報酬 | ・事務員への報酬など（雇用、有償ボランティア等形態は問わない）  ※ただし、１人あたりの時間単価は大阪府最低賃金が上限 |
| ２　報償費 | ・講師謝礼等  （謝礼金の基準は、大阪市のものを準用。） |
| ３　施設修繕費 | ・地域活動協議会が管理を行う施設に関わる、資産価値を増加させない修繕費用等のうち、外観の修復が主な目的であるもの、もしくは工事総額が25万円未満の小規模修繕工事 |
| ４　食糧費 | ・会議用、接待用の茶菓  ※ただし、１５０円／人を超える部分及び、アルコール類は補助対象から除く。 |
| ５　備品購入費 | ・電話機、FAX、机、椅子、パソコン、プリンタ、コンピューターソフト、CD、DVD、プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、カメラ、ビデオカメラ、文書保管庫等購入経費等。（2万円以上） |
| ６　委託料 | ・運営に関する委託経費等 |
| ７　その他経費 | ・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等  ・コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍（雑誌、定期刊行物等を含む）等購入経費。  ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの）  ・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもので2万円未満のもの。  ・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など）  ・複数年に渡り使用することが見込まれるが２万円未満のもの  ・会議用文書、地域内新聞、パンフレット等の印刷経費等  ・事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等  ・備品等の修繕費用等  ・郵便料、電話代、プロバイダ経費（通信運搬費）  ・地域活動協議会主催事業全般を対象に加入するボランティア保険にかかる経費（保険料）  ・社会保険料（保険料）  ・不動産登記手数料、収入印紙代等（手数料）  ・事務所経費等、地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借り上げ経費  ・講習会等の参加会費  ・自動車重量税、各種登録税等事業実施に必要な租税 |